

一般社団法人触媒学会 表彰規程

(表彰の種類)

第1条 一般社団法人触媒学会（以下当法人と称す）定款第4条第4項に定める表彰を行なうため、(1) 学会賞（学術部門）、(2) 学会賞（技術部門）、(3) 技術進歩賞、(4) 奨励賞、(5) 功績賞を設ける。

上記各賞のほか、若手研究者の育成を目的とする触媒討論会における各賞および教育と普及啓発に関する活動の奨励を目的とする教育賞を設ける。その授賞基準等は内規として別に定める。

第2条 学会賞（学術部門）は、当法人の会員であって、触媒に関する貴重な学術的研究をなし、その業績の特に優秀な者に授与する。学会賞（学術部門）の受賞者は毎年2名以内とする。同一人が重ねて受賞することはできない。

第3条 学会賞（技術部門）は、当法人の団体会員に所属する個人（5名以内）であって、触媒に関連する工業技術（触媒分析や評価技術、触媒技術の異分野への応用なども含む）に関して著しい研究業績・開発業績を挙げた者に授与する。学会賞（技術部門）の受賞候補者は、現在、大学等の機関に所属していても、当該研究業績・開発業績をあげた時点で団体会員に所属していた者は選考の対象とする。なお、学会賞（技術部門）は稼働または販売の実績のある技術を対象とし、毎年2件以内とする。また、同一人が異なった業績について重ねて受賞することができる。

第4条 技術進歩賞は、当法人の会員または団体会員に所属する個人（5名以内）であって、触媒に関する工業技術の顕著な進歩に資する成果を挙げた者に授与する。工業化実績を問わないが、成果が公表されているものを対象とする。技術進歩賞を単独で受賞する場合は、触媒討論会において口頭発表があることを受賞条件とする。「討論会 B」での発表実績を持つことがより望ましい。技術進歩賞は毎年4件以内とする。また同一人が重ねて受賞することはできない。

第5条 奨励賞は、当法人の会員であって、触媒に関する学術の顕著な進歩に資する研究成果を挙げ、受賞の年の4月1日現在の年齢が満40歳に達しない者に授与する。奨励賞は触媒討論会において「討論会 B」での発表経歴があることを受賞条件とし、受賞者は毎年4名以内とする。また同一人が重ねて受賞することはできない。

第6条 功績賞は、当法人の会員であって、触媒科学および当法人の発展に著しく貢献した者に授与する。故人にも授与できることとする。ただし、学会賞（学術部門）および学会賞（技術部門）を受賞した者は功績賞の受賞者となることはできない。功績賞の受賞者は毎年若干名とする。

(推薦の方法)

第7条 表彰推薦部会（以下「推薦部会」という）は、当法人のウェブサイトにて推薦要項を会告し、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、技術進歩賞、奨励賞および功績賞の受賞候補者の推薦を会員から募集する。

2 学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、技術進歩賞、奨励賞および功績賞の受賞候補者の推薦方法に関する手続きは別に定める。

(表彰推薦部会)

第8条 推薦部会の構成は総務、会計、企画、経営、支部の各担当理事および常務理事とする。

2 推薦部会は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、技術進歩賞、奨励賞および功績賞の各賞毎に、受賞候補者に推薦された者（以下「被推薦者」という）の名簿および各被推薦者の資料を作成し、功績賞については理事会に、その他の賞については表彰選考部会に提出する。

(表彰選考部会)

第9条 表彰選考部会（以下「選考部会」という）の構成は11名の委員とする。ただし、委員は被推薦者および受賞候補者の推薦者であってはならない。

- 2 部会長、副部会長および委員は、代議員による5名連記委員推薦投票の結果および推薦部会構成員の推薦を参考にして、会長と副会長が選考し、その結果を理事会に諮り、その承認を得て委嘱する。ただし、会長、副会長および推薦部会の構成員は委員となることができない。
- 3 1項および2項に関して委員の資格を失った者があるとき、ならびに委員を辞退した者があるときは、直ちに、会長と副会長は2項の定める手順で補充すべき委員を委嘱しなければならない。
- 4 選考部会は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、技術進歩賞、奨励賞の各賞毎に受賞候補者を被推薦者の中から選考する。学会賞（技術部門）の選考に際しては、6項の運営規程に定める当法人の団体会員による評価を参考にする。
- 5 選考部会は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、技術進歩賞、奨励賞の選考結果を、選考理由書を添えて、会長に報告する。
- 6 選考部会の運営規程は別に定める。

（受賞者の決定）

- 第10条 会長は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、技術進歩賞、奨励賞の各賞毎に、選考部会から報告を受けた選考結果と選考理由書を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。
- 2 功績賞の選考および決定は、推薦部会の推薦をもとに、理事会において行なう。

（表彰方法）

- 第11条 各賞受賞者には、当法人の表彰式において、賞牌を授与する。

（改廃）

- 第12条 この規程の改廃は、会長が起案し、理事会の決議を経て行なう。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成23年4月25日から施行する。

（平成23年4月25日理事会承認）
（平成24年3月27日理事会改定）
（平成24年9月23日理事会改定）
（平成25年9月17日理事会改定）
（平成26年3月27日理事会改定）
（平成26年12月13日理事会改定）
（平成27年9月15日理事会改定）
（平成29年3月20日理事会改定）